

	質問項目	回答
<b>1. 総論</b>		
	緊急事態宣言の期間を延長した趣旨・目的は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制のひっ迫が続いており、新規陽性者数も依然として高水準であるため、9月12日までとしていた緊急事態措置の期間を9月30日まで延長し、引き続き強い感染防止対策をお願いするものです。</li> </ul>
	8月20日以降の「緊急事態措置」と主な変更点は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請内容に大きな変更はありません。引き続き、感染防止対策をお願いします。</li> </ul> ※措置内容の詳細は、府HPを参照ください。 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/kinkyuzitai-20210802.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/kinkyuzitai-20210802.html</a>
	解除する基準、延長の可能性は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置の終了は、感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫状況を踏まえ、政府において、専門家の意見を踏まえた上で、総合的に判断されることとなります。</li> </ul>
<b>2. 府民・大学・経済界への呼びかけ</b>		
	特に40・50代に対して呼びかけをするのはなぜか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>府民の皆様には、不要不急の外出自粛や混雑した場所への外出の半減などを呼びかけています。</li> <li>特に、感染の第五波では40・50代の方が感染し、重症化する事例が多数見られるため、より強い呼びかけを行うものです。</li> </ul>
<b>3. イベントの開催について</b>		
イベントの開催について		
	イベント開催制限の内容はどのように変わったのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、イベント開催に当たっては、国の基本的対処方針に基づき、大声の有無に関わらず、収容率50%以内や人数上限5,000人、21時までの営業時間の短縮という厳しい措置を要請することとなります。</li> </ul>
	チケット販売の取り扱いはどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、チケット販売済の場合でも、人流を抑制するため、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%以内等）を踏まえた開催等にご協力をお願いします。なお、9月12日までに販売済みのチケットについては、必ずしも、要件を満たしていなくても開催可能です。</li> </ul>
	キャンセル料はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。</li> </ul>
<b>4. 施設について</b>		
飲食店等への要請		
	まん延防止等重点措置では、感染対策を行っている店舗（ゴールドステッカー認証店舗）では酒類提供が可能だったのに、なぜ一律に酒類の提供を制限するのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。</li> <li>引き続き、国から示された基本的対処方針に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、酒類提供やカラオケ設備の提供を行う場合には、より厳しい措置として施設の休止を要請するものです。</li> </ul>
	飲食店の感染防止対策では具体的に何をすれば良いか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、引き続き、以下の感染防止対策をお願いします。</li> </ul> （特措法第45条第2項に基づくもの） ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）  （特措法第24条第9項に基づくもの） ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
	居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休業しなくて良いのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休止要請の対象にはなりません。その場合であっても、営業時間の短縮（20時まで）はお願いしています。</li> </ul>
	営業時間が20時までの酒類やカラオケ設備を提供している店舗で、酒類やカラオケ設備の提供をやめれば要請に従ったことになるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒類、カラオケ設備の提供を取りやめた店舗については20時までの営業時間短縮を要請しているため、営業時間が20時までである場合は要請対象外です。</li> <li>なお、酒類、カラオケ設備の提供を続ける店舗については、営業時間に関わらず休業を要請しています。</li> </ul>
	カラオケ設備のある飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）への要請内容はどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、飲食店営業許可を受けている飲食店等に対しては、「酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）」又は「カラオケ設備提供」を行う場合は施設の休止を要請しています。</li> <li>一方、酒類やカラオケ設備を提供しない場合は、営業時間の短縮（20時まで）をお願いします。</li> </ul>

カラオケ設備の利用自粛要請とは、カラオケ設備の設置自体が自粛の対象か？	令和3年8月18日国事務連絡に記載のとおり、カラオケ設備の利用自粛要請はカラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではなく、新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置です。  令和3年8月18日国事務連絡 (「3. カラオケ設備の利用自粛等に関する考え方について」参照) <a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20210818_jimurenraku.pdf">https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20210818_jimurenraku.pdf</a>
ボトルキーブによる提供は、酒類の提供に該当するのか？	・ボトルキーブしている場合も、酒類の提供に当たります。
<b>飲食店等以外への要請</b>	
商業施設、百貨店、遊技施設、遊興施設、サービス業の要請は、どのような内容か？	・引き続き、国の基本的対処方針等に基づき、多数の者が利用する施設について、人の流れを抑制する観点から、営業時間の短縮を「20時」までとしています。なお、業種別ガイドラインを遵守の上、感染対策の徹底をお願いします。 ・また、1,000㎡超の商業施設に対しては、適切な入場整理（人数管理、人数制限、誘導等）を徹底するよう要請しています。
「百貨店の地下の食品売り場」への要請は、どのような内容か？	・百貨店の地下の食品売り場については、クラスターの発生が多数報告されたことから、国の基本的対処方針で感染リスクが高い場面とされたため、通常営業時の半数程度の入場者を目安に入場整理等の徹底を要請し、実施状況をホームページ等で広く周知することをお願いしています。
運動・遊技施設（テーマパーク含む）、博物館等、劇場等などの施設の要請は、どうなるのか？	・引き続き、国の基本的対処方針等に基づき、収容率50%以内や人数上限5,000人、21時まで（※）の営業時間の短縮を要請しています。なお、業種別ガイドラインを遵守の上、感染対策の徹底をお願いします。 ※イベント以外の場合は20時までの時短
映画館への要請はどうなるのか？	・引き続き、国の基本的対処方針等に基づき、映画館に対しては、映画祭や舞台挨拶等などの「イベント」、通常営業である「イベント以外」いずれの場合であっても、収容率や人数上限、営業時間の短縮（21時まで）を要請しています。なお、業種別ガイドラインを遵守の上、感染対策の徹底をお願いします。
<b>5. 主な支援金等（緊急事態措置QAから引き続き）</b>	
休止要請等に関する各種支援策について	・国、府等における府民・事業者の皆様への支援策については、府HPで取りまとめております（随時更新）ので、ご参照下さい。  【新型コロナウイルス感染症対策支援情報について】 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html</a>
公演を実施し収録映像を海外発信したい又は開催予定であった公演等を中止した場合の支援策について	・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive2）、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）を参照してください。  【J-LODlive2補助金運営事務局 特定非営利活動法人映像産業振興機構 特定非営利活動法人映像産業振興機構】 <a href="https://j-lodlive2.jp/">https://j-lodlive2.jp/</a>
大規模施設の休止・時短要請に伴う支援金について	・以下の府HPを参照してください。  【大阪府大規模施設等協力金】 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/daikibo_toppage/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/daikibo_toppage/index.html</a>
飲食店等の休止・時短要請に対する協力金について	・以下の府HPを参照してください。  【大阪府内の飲食店等を対象とする大阪府営業時間短縮等協力金】 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyoryokukin-7ki/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyoryokukin-7ki/index.html</a>
緊急事態措置等による飲食店の休業等で影響を受けている府内の酒類販売事業者への支援について	・以下の府HPを参照してください。  【大阪府酒類販売事業者支援金】 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/shuruihanbai_shien/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/shuruihanbai_shien/index.html</a>
関連事業者への支援について	・時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引がある又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた全国の中堅・中小事業者に対して、国において支援策を設けています。  【経済産業省「月次支援金」】 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html</a>